

1 刑事について

■■■■■によれば、「刑法252条の横領、刑法246条の詐欺、刑法249条の恐喝又は刑法190条の遺骨領得の疑いがあるとする一応の理屈はあるし、警察と相談の上、捜査着手まではできると思うが、起訴にこぎつけるのは困難と考える」との事であった。

2 民事について

■■■■■の見解によれば次のとおりであった。

- ①祐天寺が高麗寺との間に遺骨の寄託契約を結んだとの構成に基づき、祐天寺が高麗寺に寄託物返還請求権を行使するという法律構成が最も素直である。
- ②国が高麗寺を直接訴える場合は、祐天寺が高麗寺に対して持っている寄託物返還請求権を、国と祐天寺との間の寄託契約に基づき債権者代位行使することになる。しかし、この場合国は祐天寺と高麗寺の間の契約内容に拘束されることになるので、祐天寺が直接訴えることが筋である。
- ③本訴とは別に、高麗寺から他に遺骨が持出されないように、現状固定の仮処分を出してもらうことは、比較的容易であろう。しかしながら、高麗寺以外の第3の寺において管理してもらう旨の仮処分は、高麗寺に置いていては、他に移される危険が高いことを証明せねばならず、少しく難しいと思われる。

在日本大韓民国居留民団中央本部

民生局長 孫 赫 壽

電話 〇三(四五四)四九〇一 各
東京市港区内麻布一丁目七番三二号
電 話 〇三(四五四)四九〇一 各

在日本大韓民国居留民団
中央本部 民生局

次 長 河 政 男

電話 〇三(四五四)四九〇一 各
東京市港区内麻布一丁目七番三二号

82.10.10 心 函 致

打聽在18日回國本部=訪門， 細部說明

82.10.12 電話

濱田先生知照， 事務上概要說明

日韓了解事項

昭44.8 第3回日韓定期閣僚会議において次のとおり、相互了解が行われた。

両国の閣僚は、現在日本国政府により保管されている第二次大戦中戦没した韓国人遺骨の引き渡しを早急になされることを希望し、これがためまず確認のできる遺族及び縁故者に当該遺骨を渡すことに合意した。なお、両国の政府は韓国にある日本人遺骨の保全及び日本側関係者による引きとりに関し、さらに両国間で話し合いを行うことに合意した。

[illegible]

授発第 588 号

昭和46年5月20日

祐天寺

殿

厚生省愛護局長

中 村 一 成

朝鮮在籍戦没者等遺骨の預託について（依頼）

過ぐる大戦において戦没したもと朝鮮籍を有する陸海軍人、軍属等の遺骨2329柱を現在厚生省で保管しておりますが、諸般の事情から当分の間貴寺に預託いたしたいので、よろしくお取り計らい願いたく依頼します。

昭和四十六年五月三十一日

宗教法人 祐天寺

厚生省援護局長

中村 一成 殿

援護ヲ五八ハ号ニ由ル 朝鮮在籍戦没者等遺骨の
預託依頼の件 受諾いたします。

